

奥州市教育振興基本計画

計画期間：平成29（2017）年度～令和8（2026）年度

後期計画：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

新しい奥州を担う人づくり
学ぶことが奥州市の伝統であり未来である

令和4（2022）年1月

奥州市教育委員会

奥州市教育振興基本計画

目 次

第 1 編 序論	P4
第 1 章 計画策定の背景と目的	4
第 2 章 計画の位置付け	5
第 1 節 国の教育振興基本計画及び岩手県の計画との関係	
第 2 節 奥州市総合計画との関係	
第 3 節 教育に関する各分野別計画との関係	
第 3 章 計画の構成と計画期間	7
第 1 節 計画の構成	
第 2 節 計画期間	
第 2 編 総論	P8
第 1 章 教育の現状と課題	8
第 1 節 教育を取り巻く社会の変化と課題	
第 2 節 奥州市における教育の現状と課題	
第 2 章 計画が目指す奥州市の教育	14
第 1 節 目標とする教育の将来像	
第 2 節 基本理念と施策の基本方向	
第 3 節 目標とする教育の将来像を達成するための重点目標	
第 4 節 計画の推進方法と進行管理	
第 5 節 施策の体系	
第 3 編 各論	P18
I 「生きる力」を育む学校教育の充実	18
(1) 学校教育の充実	
ア 学校経営の充実	
イ 確かな学力を保障する教育の充実	
ウ 情報教育の推進	
エ 心の教育の充実	
オ 健やかな体を育む教育の充実	
カ 幼保小連携の充実	
キ 特別支援教育の推進	
ク 学校法人への支援	
ケ 就学等支援の充実	
(2) 社会の変化に対応した教育環境の推進	
ア 安全・安心な教育環境の充実	
イ 教育施設の適正化	

Ⅱ	豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進	22
	(1) 生涯にわたる学習活動への支援	
	ア 生涯学習事業の推進	
	イ 地域支援体制の構築	
	ウ 家庭教育の支援	
	エ 青少年育成の推進	
	オ 生涯学習施設の適正な維持管理	
	(2) 本に親しむ活動の推進	
	ア 子ども読書活動の推進	
	イ 図書館利用を通じた課題解決支援	
	ウ 図書資料・視聴覚教材の整備充実	
	エ 図書館の適正な維持管理	
	(3) 芸術文化の推進	
	ア 市民の芸術文化活動の推進	
	イ 文化会館の適正な維持管理	
Ⅲ	次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	25
	(1) 歴史遺産の公開と活用	
	ア 国指定史跡名勝の公開活用	
	イ 歴史的建造物等の公開活用	
	ウ 先人顕彰の推進	
	エ 文化財施設による歴史遺産の公開活用	
	オ 文化財施設の再編統合	
	(2) 文化財の調査研究の推進	
	ア 歴史的建造物の調査研究	
	イ 歴史資料等の調査・研究の推進	
	ウ 埋蔵文化財発掘調査	
	エ 世界文化遺産拡張登録の推進	
	(3) 文化財の保存と管理	
	ア 有形文化財の保存と管理	
	イ 民俗文化財の保存と育成支援	
	ウ 史跡・名勝・天然記念物の保存と管理	
	エ 文化財施設の資料・環境整備	
	(4) 文化財保護体制の充実	
	ア 学芸指導体制の強化	
	イ 文化財関係機関との連携強化	
Ⅳ	潤い豊かなスポーツライフの推進	29
	(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
	ア 全市事業の推進	
	イ コミュニティスポーツの支援	

- ウ スポーツに接する機会の提供
- エ 顕彰活動
- (2) 競技水準の向上
 - ア 選手育成、強化の支援
 - イ 指導者養成
- (3) スポーツを支える基盤の整備
 - ア 施設の適正な配置と維持・管理
 - イ スポーツ推進委員との連携
 - ウ 関係団体との連携

第4編 実施計画

P31

主要な事業

- I 「生きる力」を育む学校教育の充実…………… 31
 - (1) 学校教育の充実
 - (2) 社会の変化に対応した教育環境の推進
- II 豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進…………… 34
 - (1) 生涯にわたる学習活動への支援
 - (2) 本に親しむ活動の推進
 - (3) 芸術文化の推進
- III 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用…………… 36
 - (1) 歴史遺産の公開と活用
 - (2) 文化財の調査研究の推進
 - (3) 文化財の保存と管理
 - (4) 文化財保護体制の充実
- IV 潤い豊かなスポーツライフの推進…………… 39
 - (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - (2) 競技水準の向上
 - (3) スポーツを支える基盤の整備

第5編 資料編

P42

第 1 編 序論

第 1 章 計画策定の背景と目的

グローバル化や少子化・高齢化、そして人口減少局面への移行など社会の急激な変化の中で、社会活力の低下、厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行、社会のつながりの希薄化、地域間や世代間の格差の再生産や固定化、環境問題など様々な課題が生じており、社会の大きな変化に対応した教育、新しい時代に対応できる人材を育成する教育を実現する必要があります。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で教育における課題が生じており、これらに対応できる新たな教育の実践が求められています。

平成18年の教育基本法の改正により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に務めることとされました。これを受け当市では、平成21年3月に「学ぶことが奥州市の伝統であり未来である」を教育施策の基本方向として定めた奥州市教育振興基本計画を策定し、「新しい奥州を担う人づくり」の重点目標の実現に向けた各種施策を実施してまいりました。

この現計画の期間が平成28年度までであることから、教育を取り巻く環境の変化に対応していくため、向こう10年間を計画期間とする新たな教育振興基本計画を策定することといたしました。

この計画では、市民と一体となって計画の推進を図るため、教育の現状と課題を分析したうえで「目標とする教育の将来像」を掲げるとともに、施策の基本方向を体系化し課題解決の道筋を示しています。

また、教育財政の効率的・効果的な執行ができるよう施策の整合性に配慮するとともに、施策の推進体制の構築と適切な評価の実施を掲げています。

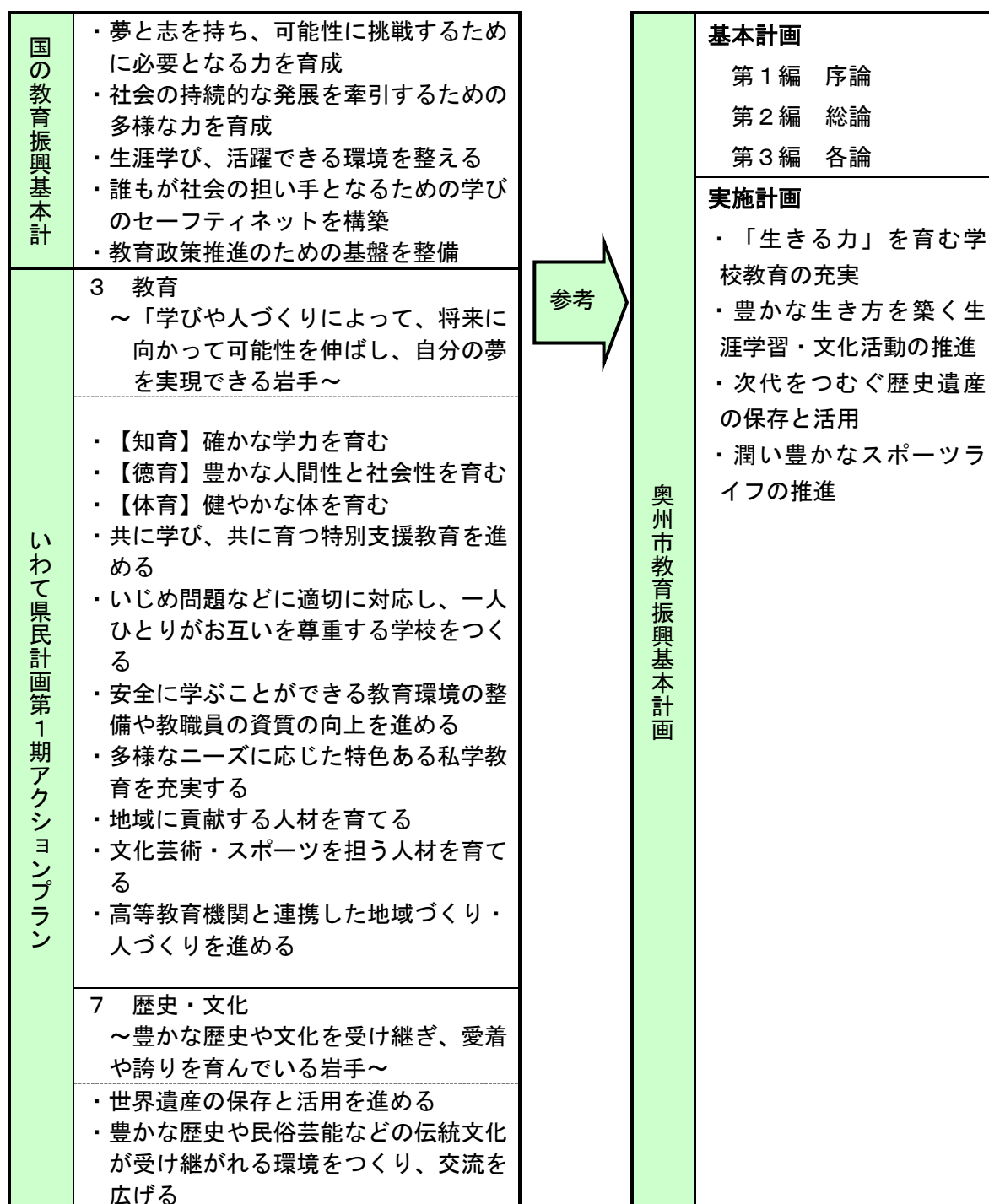
本計画に基づき、市民と目的・目標の共有化を図るとともに、奥州市民憲章の精神を基軸とした市民の参画のもとに「新しい奥州を担う人づくり」の実現を目指してまいります。

第2章 計画の位置付け

第1節 国の教育振興基本計画及び岩手県の計画との関係

奥州市教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画で、国の第3期教育振興基本計画を参酌しつつ、奥州市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、いわて県民計画第1期アクションプランの取組を考慮した計画となっています。



第2節 奥州市総合計画との関係

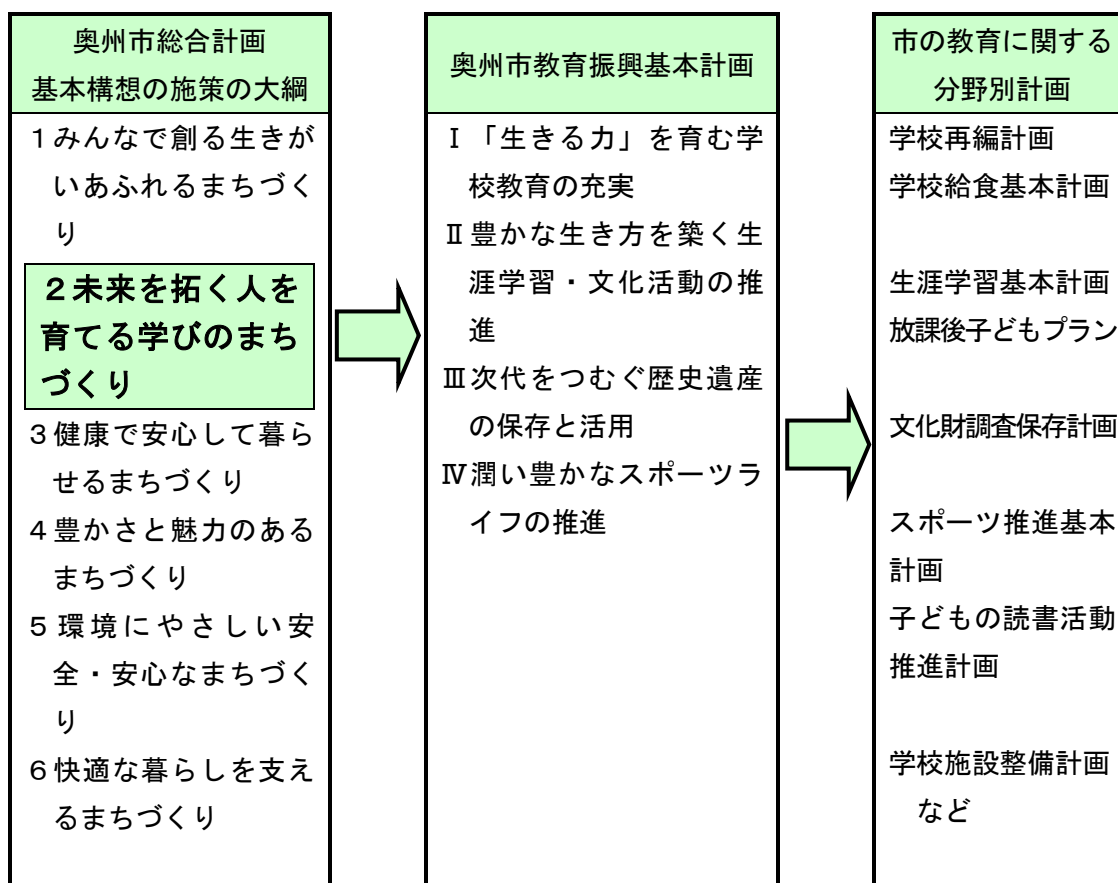
奥州市教育振興基本計画は、上位計画である奥州市総合計画の部門別計画としての位置付けを持ち、奥州市総合計画の基本構想の施策の大綱「2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり」をさらに具体化するものであると共に、今後において奥州市総合計画への盛り込みを目指す取組も含みます。

また、奥州市総合計画において教育分野から分離し体系化する「生涯学習・文化」及び「スポーツ」についても、教育振興基本計画においては市の教育の振興のための施策として位置付けます。

第3節 教育に関する各分野別計画との関係

教育の各分野においては、奥州市学校再編計画など各課が策定する分野別計画がありますが、奥州市教育振興基本計画は、これらの分野別計画の上位計画としての役割を持ちます。

なお、分野別計画には、今後この計画への盛り込みを目指す戦略的な内容を盛り込むこととしています。



第3章 計画の構成と計画期間

第1節 計画の構成

奥州市教育振興基本計画は、基本計画と実施計画で構成し、基本計画の各論の構成を市総合計画及び各課が策定する分野別計画と原則一致させることとしています。

また、教育をめぐる新たな課題や社会状況の変化などを踏まえて、奥州市としての独自性（特色）を盛り込みます。

第2節 計画期間

奥州市教育振興基本計画は、平成29（2017）年度を初年度とし令和8（2026）年度までの10箇年計画で、市総合計画の計画期間と終期を一致させています。

基本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までとし、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までを前期計画、令和4（2022）年度以降を後期計画とします。市総合計画の基本計画の見直しに合わせて後期計画の見直しを行います。

実施計画は、具体的な事業計画を明らかにするもので、令和8（2026）年度までの計画を毎年度見直すこととします。